

四拾三挺立

四拾四挺立

四拾六挺立

四拾八挺立

五拾挺立　徂徠先生鈐錄課造に、大船、中船、小船の品を玄るせり、云八十挺立、六十挺立、三十挺立、是也、船法規矩に曰、五十挺を中船として定規とす、是より上下、大船、小船は、規矩の外、増減の法有るものなり、

五拾二挺立

五拾四挺立○此以下至略、

〔大内家壁書〕定

條々

赤間關 小倉 門司

赤坂のわたりちんの事○中

右わたりちんの事、前々より定をかるゝといへども、舟かたども、御法をやぶり、ぶぢよくをかまへ、上下往來の人たわづらひをなすと云々、所詮關舟は、こくらにて、一人別二人あつる事あるべからず。○中  
仍下知如件、

文明十九年四月廿日

〔御撰大坂記〕天和諸旗本向井將監書上

先祖兵庫助正綱將監忠勝事跡

一慶長十九甲寅年、大坂御陣ニ付、右將監儀、關舟六艘ニ而、水主ハ、浦加子被仰付、御預之同心五拾人ハ足輕ニ仕、十一月五日江戸出船、

〔玉露叢十三〕正保四年

松平筑前守忠之人數并舟數ノ事○中

舟數三百三十三艘

内 六十一艘ハ關舟